

## 平成30年度の地域医療構想調整会議の進め方について

### 1 厚労省課長通知（H30. 2. 7）の主な内容

#### (1) 協議すべき内容

##### ① 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針の決定への対応

- ア 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的な対応方針※を取りまとめる。
- イ 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議する。
- ウ その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議する。
- エ 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議する。

※ 具体的な対応方針には、以下の内容を含む。

- 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

##### ② その他

都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求める。

- ・ 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
- ・ 新たな病床を整備する予定の医療機関
- ・ 開設者を変更する医療機関

##### ③ 個別の医療機関の取組状況の共有

- ・ 医療機能における診療実績の提示
- ・ 基金を含む各種補助金等の活用状況の提示

(国通知抜粋)

全ての医療機関が調整会議に参加することが難しい場合も想定されることから、構想区域の実情にあわせて医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組み合わせながら実施し、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めていくこと。

#### (2) 地域医療構想調整会議の開催頻度

構想区域の実情を踏まえながら年4回は実施

### 2 協議の進め方（案）

#### (1) 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針の決定に係る協議

##### ① 協議の順序

- 平成29年度中に、新公立病院改革プラン及び公的医療機関等2025プランを各地域医療構想調整会議で説明済みであることから、まず公立病院や公的医療機関等2025プラン対象医療機関の対応方針を協議し地域医療構想調整会議の合意を得た後に、その他の医療機関の対応方針を協議し地域医療構想調整会議の合意を得ることを基本とする。
- ただし、圏域内の医療機関数、各圏域のこれまでの議論の状況、専門部会等の設置状況等など圏域ごとに状況が異なることから、協議の順序については各地域医療構想調整会議での検討を踏まえたものでも可。

- ② 個別の医療機関ごとの対応方針の決定のために協議する内容  
四半期報告の項目5「具体的な対応方針の状況」を基本とする。  
なお、協議に当たっては、各医療機関から以下資料に沿って説明を行う。
- ① 公立病院：新公立病院等改革プラン+2025年に向けた具体的な計画
  - ② 公的医療機関等2025プラン対象医療機関：公的医療機関等2025プラン
  - ③ その他の医療機関：別添様式（保健医療福祉課作成）
- ③ 協議開始時期  
可能な限り早く協議を開始する。

## ② 合意形成について

- ① 合意形成が必要な事項
- 平成37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割（平成30年2月7日発出課長通知）
  - 平成37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数（平成30年2月7日発出課長通知）
  - 医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策（法30条の14①）
  - その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項（法30条の14①）
- ② 合意形成された事項の取扱い
- ア 各医療機関は、調整会議の合意事項に基づき取り組む。その後、見直す必要が生じた場合には、改めて調整会議で協議する。
- イ 各地域振興局・支庁は、病床機能報告の結果等から、合意事項と異なる医療機関の動向を把握した場合は、医療機関に確認する。
- ウ 保健医療福祉課は、アに反すると認められた医療機関に対しては、医療法に基づく都道府県知事の権限を行使する。
- ③ 合意形成の手法  
調整会議の趣旨に鑑み、特段の意見等無いことを以て合意が図られたとする。

## ③ 地域医療構想調整会議の開催頻度

平成30年度の調整会議の開催回数は、厚労省通知のとおり4回の開催が基本となるが、専門部会等を設置し、具体的な対応方針の協議が可能な場合、必ずしも調整会議(全体会)を4回開催する必要はない。

